

### 代替案検討の目的と要件について

1. 本テーマに関して、「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集(FAQ)」は作成しませんが、WG での議論を踏まえ、本テーマに関して、以下のとおり JICA の運用方針を整理しました。

#### ＜JICA の運用方針＞

#### **A) 既に事業内容(例: 立地、線形等)が相手国実施機関において決まっている事業や、相手国実施機関に事業内容に対して強い意向がある場合の代替案検討**

- ✓ 代替案検討は、ミティゲーションヒエラルキーに沿った環境社会配慮を踏まえて最も望ましい計画を選定することを目的とするが、既に相手国政府による計画等が決まっている場合においても、上記観点からその計画の妥当性を検証することを目的に実施する意義がある。結果として、代替案検討結果が相手国の既存計画や意向と乖離する可能性は否定されず、その場合 JICA は結果を踏まえ、計画の変更や適切な緩和措置等、取り得る対応について相手国と協議を行う。
- ✓ 代替案検討の公正性の観点から、相手国実施機関の意向をそのまま評点に反映することはできないものの、代替案検討の検証にあたり、その意向も予め理解しておくことが望ましい。
- ✓ 一方で、相手国側ステークホルダーの意向の背景や重視する要素を分解した上で、客観的に事業を評価する上で考慮し得る要素(例: 上位計画との整合性、経済性、経済裨益効果等)については、評価項目・指標の重みづけ検討に際し考慮し得る。その際は相手国政府の意向の背景を踏まえ評価指標・項目や重みづけ等の根拠を明確化しつつ、客観性を保持することが重要である。
- ✓ ただし、相手国政府の意向が変更困難な場合には、その意向の背景となっている事情の妥当性を確認した上で前提条件として整理し、代替案検討を「事業を実施しない案」との比較等に留めることも認め得る。相手国の変更困難な意向に基づく案が環境社会配慮上許容できないものであれば、JICA はガイドラインに則り、事業を実施しないことを判断する。

#### **B) 現地調査前の情報に基づくスコーピング段階における代替案検討の結論(推奨案の選定)と、協力準備調査を通じた環境社会配慮調査の確認と検証の範囲**

- ✓ スコーピング段階における代替案検討では、原則として推奨案は一つに絞る。ただし、代替案検討に利用した評価項目・指標のうち、スコーピング案 WG 段階において継続検証が必要と判断された評価項目・指標については調

査にて情報の確認・精緻化を行い、代替案検討時に評価した環境社会影響から大きな変化・相違がないか確認する必要がある。推奨案について重大な環境社会影響が新たに確認された場合や、スコーピング段階の代替案検討時に評価した環境社会影響から大きな変化・相違がある場合は、必要に応じて追加調査や助言委員会への報告を実施する。

**C) 代替案検討の手法、評価軸の設定と重みづけ、定量的・定性的項目の分類、対象の設定**

- ✓ 代替案検討の手法や評価軸は、事業の目的や特性に応じて設定されるべきものであり、画一的な設定を求めるものではないため、それらの設定においては、その根拠を明示し、恣意性をなるべく排除して客観性を保持する必要がある。
- ✓ 代替案検討の手法には、多基準分析(MCA)や加重総和法、関係機関や専門家の意見を反映した一対比較法、条件変更による感度分析等が客観性や妥当性を示す有効な手段として適用されたケースがあるが、個別案件毎の情報量や種類、前提条件等に応じて必要な手法を検討する必要がある。
- ✓ 出来るだけ定量的な評価に努める一方、客観性が担保されない定量的データや定量化はかえって評価の妥当性や信頼性を損なうおそれがある。例えば、住民移転の世帯数、林地伐採や土地改変の面積を複数案毎に定量的に示すことは有効といえる一方、生態系や景観などの定量化が難しい項目もある。また、総合評価の重みづけは定量的な評価にこだわるよりも定性的な評価を採用することも考え得る。
- ✓ 道路やメトロ・鉄道等、延長が長く、区間によって環境社会の状況や影響が異なる場合は、全体の事業計画を適切な区間で分割し、区間毎に代替案検討を行うことが有効である。
- ✓ 今後の参考とするため、代替案検討の手法(定性・定量を含む)や評価項目・指標等について、これまでの助言委員会による助言・論点を踏まえて、セクター別にとりまとめることを検討する。

**2. 第1回ワーキンググループにおける主要な提言**

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

● **相手国政府の意向を踏まえた代替案検討について(運用方針A)**

- ✓ 相手国政府の意向を評価項目として扱うのか、変更困難な前提条件として扱うのかについて、判断基準と検証手順をあらかじめ整理しておく必要がある。
- ✓ 「事業を実施しない案」との比較等に留めることも認め、無理に別の代替案を作って検討しなくても良いのではないかと。代替案検討に過度な労力をかけるよりも、影響の回避・最小化・軽減・緩和措置の検討に重点を置くことが、実務上現実的である。ただし、「事業を実施しない案」の方が優れている場合や、容認できない重大な環境

社会影響が想定される場合には、追加的な代替案を検討すべき。

- **スコーピング段階では複数案を保持したまま現地調査に進むことについて(運用方針B)**
  - ✓ スコーピング段階で一案に絞ることが難しい場合は、複数案を暫定的に保持し、追加調査後に推奨案を決定することも認めるべき。その際、予算・期間を考慮し、判断に必要な項目に調査を限定するなどの効率化が必要である。
  - ✓ スコーピング段階における推奨案が必ずしも唯一の決定ではなく、その時点で最も望ましいと考えられる案であり、その後の調査次第で他の代替案が採択される可能性もあることを明確に示すべき。
- **代替案検討にかかる助言委員会の役割について**
  - ✓ 助言委員会は、適切な代替案を決定する立場ではなく、提案された代替案について、経済・財政面や技術面等を踏まえつつ、環境社会配慮の観点から容認可能かを判断し、助言を行う役割を担っている。

以上